

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年11月27日（月）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第38号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第39号 農用地利用集積計画書（No.186）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第40号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の決定について

議 長	<p>それでは、ただ今から令和5年度第10回農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、2番 水川委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第37号から議案第40号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号24番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
4番委員	<p style="color: green;">譲受人と譲渡人が合意しており、譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号24番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号24番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号25番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1番委員	<p style="color: green;">譲受人と譲渡人は親戚の関係にあり、譲渡人が高齢のため譲り渡されます。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号25番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>25</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>26</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番 委 員	譲受人は2名の共有名義となります。福山市在住で矢掛まで通って耕作されます。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>26</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>26</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>27</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番 委 員	事案番号 <u>26</u> 番と同じ譲渡人ですが、譲受人は倉敷市真備町在住です。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>27</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>27</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>38</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

	<p>事案番号 20 番は、申請農地から 500 m以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第 3 種農地としています。事案番号 21、22 番は、都市計画法第 8 条に規定する「用途地域」に該当しますので、第 3 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
4 番委員	<p>現地を確認しました。矢掛高校の北側になります。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
4 番委員	<p>現地を確認しました。周辺に農地はありません。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>22</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
4 番委員	<p>現地を確認しました。露天資材置場への転用です。排水等、特に問題ありません。</p>

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>22</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>22</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	<p>議案第39号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 186) (案) の決定に対する意見について、私の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで私は退席します。</p> <p>議事の進行は「矢掛町農業委員会会議規則」第16条の規定により、会長職務代理者へお願いします。</p> <p>(午前 9時47分 高月会長 退席)</p>
会長職務代理者	高月会長に代わり、議事を進行します。
事務局	事務局から説明します。
事務局	<p>議案第39号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p>
事務局	(計画の内容について説明)
会長職務代理者	議案第39号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
会長職務代理者	異議がありませんので、議案第39号について、「異議なし」と決定します。
会長職務代理者	(午前 9時52分 高月会長 復席)
議 長	<p>議案第40号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 (案) の決定について、議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>各委員</p> <p>議長</p>	<p>議案第40号については、平成29年度に策定している指針を更新するものです。</p> <p>更新にあたり、「矢掛町農業ビジョン」、「矢掛町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、農業委員会の活動計画を参考にしています。</p> <p>(指針の内容について説明)</p> <p>議案第40号につきまして、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、議案第40号について、案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、4.各種報告について確認します。</p>
<p>議長</p> <p>三谷地区 推進委員</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>川面地区 推進委員</p>	<p>(1) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番、2番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号3番から9番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号10番から12番について、確認しました。問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>